

## 会計

# 監査法人のガバナンス・コードを策定へ

適用は大手から準大手監査法人が対象となる見込み

要約

- 金融庁の有識者検討会では、監査法人のガバナンス・コードを年内にも策定する方針。
- 適用は大手から準大手監査法人が対象となる見込み。

金融庁に設置された「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」（座長：関哲夫みずほフィナンシャルグループ取締役）の1回目の会合が7月15日に開催された。「会計監査の在り方に関する懇談会」（座長：脇田良一名古屋経済大学大学院教授）が3月8日に取りまとめた提言では、イギリスやオランダで導入されている「監査法人のガバナンス・コード」の策定を求めており、これを踏まえたものである。

コードは、大手上場企業等を監査する監査法人において実効的なガバナンスを確立し、マネジメントを有効に機能させていくための取り組みを進めるに当たって確保されるべき原則（プリンシプル）を示すもの。前述の懇談会の提言では、職業的懐疑心の発揮を促すための経営陣によるリーダーシップの発揮、運営・監督体制の構築とその明確化、人材啓発、人事配置・評価の実施等について規定することが想定されている。ただし、現時点では、コーポレートガバナンス・コードのように“Comply or Explain”（コンプライ・オア・エクス

プレイン：原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を説明するか）を採用するかは未定となっている。

7月15日の会合では、監査法人のガバナンス・コードを策定する点においては有識者検討会のメンバーの意見として一致しており、年内にも策定する方針だ。また、対象となる監査法人に関しては、すべての監査法人を対象とするのではなく、ある程度の規模が必要との意見が強い。大手監査法人から準大手監査法人が対象になる見込みだ。

なお、有識者検討会の事務局は金融庁のみで日本公認会計士協会が入っていない。イギリスやオランダの監査法人のガバナンス・コードは、会計士協会が主体となって策定されており、この点で大きく異なる。

【表】 監査法人の規模（所属公認会計士数）

監査法人名	公認会計士資格を有する者
新日本有限責任監査法人	3,441
有限責任監査法人トーマツ	3,050
有限責任あずさ監査法人	2,975
PwC あらた有限責任監査法人	846
太陽有限責任監査法人	226
東陽監査法人	161
京都監査法人	116
三優監査法人	90
仰星監査法人	87
優成監査法人	75

（出典：金融庁の資料に基づき作成）

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい